

(次期)北九州市障害者支援計画 障害種別対象一覧

分野1. 生活の支援(障害福祉サービスの充実)							
(1)「意思決定支援の推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
1-(1)-1	意思決定が反映されたサービス等利用計画の作成促進	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1-(1)-2	障害福祉サービス等提供時の合理的配慮の提供促進	○	○	○	○	○	○
1-(1)-3	意思決定支援ガイドラインの活用	○	○	○	○	○	○
1-(1)-4	成年後見制度の適正利用の促進	○	○	○	○	○	○
(2)「障害福祉サービスの質の向上等」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
1-(2)-1	障害の特性に配慮した障害福祉サービスの適切な提供の推進	○	○	○	○	○	○
1-(2)-2	障害福祉サービス事業所の指導と従事者の資質向上	○	○	○	○	○	○
1-(2)-3	障害福祉サービス事業所等の従事者の処遇改善	○	○	○	○	○	○
1-(2)-4	障害福祉サービス事業所等の第三者評価の受審促進	○	○	○	○	○	○
(3)「障害のある子どもに対する支援の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
1-(3)-1	障害のある子どもとその家族への一貫した支援の推進				◎	○	
1-(3)-2	障害の特性に応じた適切な保育等の資質向上				◎	○	
1-(3)-3	障害のある子どもの保育等の利用推進				◎	○	
1-(3)-4	児童発達支援等の支援体制の充実				◎	○	
1-(3)-5	在宅重度心身障害児の支援の充実				◎	○	
1-(3)-6	支援が必要な家族への支援体制の充実				◎	○	
(4)「福祉用具等の普及促進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
1-(4)-1	日常生活用具の給付等と普及促進	◎	○	○	◎	○	○
1-(4)-2	身体障害者補助犬の理解促進	◎					
分野2. 保健・医療の推進							
(1)「精神保健・医療の適切な提供等」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
2-(1)-1	市民のこころの健康づくり	○	○	○	○	○	○
2-(1)-2	精神科医療体制の充実			◎			
2-(1)-3	精神疾患の予防と早期発見・早期対応			◎			
2-(1)-4	精神障害のある人を支える人材の育成			◎			
2-(1)-5	精神医療審査会等の適正な運営			◎			
2-(1)-6	精神障害者支援地域協議会の開催			◎			
(2)「保健・医療の充実等」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
2-(2)-1	地域のかかりつけ医などの普及	○	○	○	○	○	○
2-(2)-2	市立総合療育センターとかかりつけ医の連携推進				◎		
2-(2)-3	医療ケアが必要な子どもの支援の推進				◎		
2-(2)-4	口腔の健康の保持と増進	○	○	○	○	○	○
2-(2)-5	医療費助成の普及	○	○	○	○	○	○
(3)「保健・医療を支える人材の育成・確保」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
2-(3)-1	保健・医療を支える職員の資質向上	○	○	○	○	○	○
2-(3)-2	医療従事者に対する障害と障害のある人や子どもの専門的知識の普及	○	○	○	◎	○	○
2-(3)-3	保健・医療等関係者のネットワークづくりや人材育成	○	○	○	○	○	○
(4)「難病に関する保健・医療施策の推進」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害者	難病
2-(4)-1	難病患者の医療費助成等	○			○		◎
2-(4)-2	難病患者等の在宅療養の支援推進	○			○		◎

(次期)北九州市障害者支援計画 障害種別対象一覧

(5)「障害の原因となる疾病等の予防・治療」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
2-(5)-1	各種健康診断の普及と関係機関の連携推進	○	○	○	○	○	○
2-(5)-2	周産期医療体制の充実				◎		
2-(5)-3	地域・在宅での医療の提供体制の充実	◎			◎		○
2-(5)-4	北九州市健康づくり推進プランの普及	○	○	○	○	○	○
分野3. 地域包括ケアシステムの構築(地域生活支援、相談体制の充実)							
(1)「地域移行支援・地域生活支援の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
3-(1)-1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			◎			
3-(1)-2	精神障害のある人の地域生活の支援体制の充実			◎			
3-(1)-3	精神障害のある人の在宅生活支援			◎			
3-(1)-4	在宅生活を支える障害福祉サービスの充実と地域相談支援の充実	○	○	○	○	○	○
3-(1)-5	グループホーム等に対する支援	○	○	○	○	○	○
3-(1)-6	医療ケア等社会資源の整備促進	○	○	○	○	○	○
3-(1)-7	障害のある人の在宅生活の支援の推進	○	○	○	○	○	○
3-(1)-8	地域生活支援拠点の整備	○	○	○	○	○	○
3-(1)-9	地域生活における活動支援の充実	○	○	○	○	○	○
3-(1)-10	触法障害者への支援	○	○	○	○	○	○
(2)「相談支援体制の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
3-(2)-1	相談支援体制の充実	○	○	○	○	○	○
3-(2)-2	北九州市基幹相談支援センターの充実	○	○	○	○	○	○
3-(2)-3	各種相談機関の地域ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○
3-(2)-4	北九州市障害者自立支援協議会の運営等の充実	○	○	○	○	○	○
3-(2)-5	発達障害のある子どもや大人への支援	○	○	○	○	◎	○
3-(2)-6	難病患者やその家族の支援						◎
3-(2)-7	北九州市難病対策地域協議会の開催						◎
3-(2)-8	高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実	○	○	○	○	○	○
(3)「地域福祉の充実」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
3-(3)-1	地域社会の仕組みづくり	○	○	○	○	○	○
3-(3)-2	精神障害のある人の地域生活支援			◎			
3-(3)-3	精神障害のある人への地域住民による地域生活の支援			◎			
3-(3)-4	発達障害者支援地域協議会の開催					◎	
3-(3)-5	行動障害等のある人への支援			◎		○	
(4)「障害福祉を支える人材の育成・確保」		身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	発達障害児者	難病
3-(4)-1	障害のある人を支援する人の支援	○	○	○	○	○	○
3-(4)-2	精神障害のある人やその家族同士の分かち合い			◎			
3-(4)-3	ペアレントメンターの育成	○	○	○	○	○	○
3-(4)-4	ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動の支援	○	○	○	○	○	○